令和２年度　精神科在院患者調査　区分表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **年齢区分** | **入院形態区分** | **在院期間区分** | **状態像区分** |
| 0-4歳5-9歳10-14歳15-19歳20-24歳25-29歳30-34歳35-39歳40-44歳45-49歳50-54歳55-59歳60-64歳65-69歳70-74歳75-79歳80-84歳85-89歳90歳以上 | 任意入院医療保護入院措置入院緊急措置入院応急入院鑑定入院医療観察法による入院不明 | １ヶ月未満１ヶ月～３ヶ月未満３ヶ月～６ヶ月未満６ヶ月～１年未満１年～１年６ヶ月未満１年６ヶ月～２年未満２年～３年未満３年～４年未満４年～５年未満５年～６年未満６年～７年未満７年～８年未満８年～９年未満９年～１０年未満１０年～２０年未満２０年以上 | 寛解院内寛解軽度中等度重度最重度 |
| **疾患名区分** |
| F００アルツハイマー病型認知症F０１血管性認知症F０２-０９上記以外の症状性を含む器質性精神障害F１０アルコール使用による精神及び行動の障害覚せい剤による精神及び行動の障害アルコール覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害F２統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害F３０‐３１　躁病エピソード・双極性感情障害［躁うつ病］F３２-３９　その他の気分障害F４神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害F５生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群F６成人のパーソナリティ及び行動の障害F７精神遅滞〔知的障害〕F８心理的発達の障害F９小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害てんかん（Ｆ０に属さないものを計上する）その他不明 |

**【状態像区分】**

状態像区分及び基準は、平成５年１月に社団法人日本精神病院協会が実施された在院患者調査を参考にしております。「基準」の各項目は各区分の代表的な特徴を示したものです。区分を決定するにあたって、当該基準の全項目を満たす必要はありません。アルコール症、中毒性疾患に関しては、身体合併症、管理上の問題を併せて総合的に判断してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 状態像区分 | 基　　　　　　　　準 |
| 寛解 | * 寛解状態にあるが、家族の受け入れ困難や生活の場の困難などの社会的要因により退院できないでいるもの
* 最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活出来ると予測されるもの
 |
| 院内寛解 | * 院内の保護的環境においては、日常生活に問題はないが、一般社会においては不適応、症状増悪、再燃を起こしやすいもの
* 社会技能訓練等の包括的なリハビリテーション・プログラムにより、ある程度の自立性が期待できるもの
 |
| 軽度 | * 日常生活機能が軽度障害されているもの
* 病状が安定しつつあるか、または病状固定し、院内の薬物療法、生活療法下では日常生活に問題はないが、社会適応させるためには強力な精神科リハビリテーションを必要とする
 |
| 中等度 | * 残遺状態（無関心、無為等）
* 慢性の幻覚妄想状態など、症状遷延しているが、著しい問題行動はないもの
* 日常生活機能が中程度障害されているもの
* 中程度のうつ状態、そう状態
 |
| 重度 | * 陽性症状、或いは認知症のため行動の乱れが著しいもの
* 問題行動を伴う精神症状があり、治療抵抗性のもの
* 精神症状のために日常生活機能が障害され、きわめて濃厚な看護及び介護を要するもの
* 自殺企図あるうつ状態、そう状態の極期
 |
| 最重度 | * 重大な他害行為が予測され、厳重かつ持続的な注意を要するもの
* 精神症状、人格水準の低下、認知症等により、著しい問題行動があり、たえず厳重な注意を要するもの
 |

|  |  |
| --- | --- |
| **退院阻害要因の有無** | **ある場合の具体的要因** |
| 退院阻害要因はない病状（主症状）が退院のレベルに至っていない退院予定 |  |
| 退院阻害要因がある | 病状が不安定（※）病識がなく通院服薬の中断が予測される反社会的行動が予測される退院意欲が乏しい現実認識が乏しい退院による環境変化への不安が強い援助者との対人関係がもてない家事（食事・洗濯・金銭管理など）ができない家族がいない、本人をサポートする機能が実質ない家族が退院に反対している住まいの確保ができない生活費の確保ができない日常生活を支える制度がない救急診療体制がない退院に向けてサポートする人的資源が乏しい退院後サポート・マネジメントする人的資源が乏しい住所地と入院先の距離があり支援体制をとりにくいその他の退院阻害要因がある |

※「病状が不安定」な患者の判断基準

（ア）　「病状が不安定で入院による治療が必要」な場合は『病状（主症状）が退院のレベルに至っていない』

（イ）　「患者の症状が落ち着き、入院によらない形で治療ができる程度まで回復したが、ときどき不安定な病状が見られ、そのことが退院を阻害する要因になっている」場合は『退院阻害要因がある-病状が不安定』

**○入院時の住所地区分**

|  |
| --- |
| **大阪府域** |
| **市町村名** | **圏域** | **市町村名** | **圏域** | **市町村名** | **圏域** |
| 池田市 | 豊能北 | 松原市 | 南河内北 | 北区 | 大阪市 |
| 箕面市 | 藤井寺市 | 都島区 |
| 能勢町 | 羽曳野市 | 福島区 |
| 豊能町 | 大阪狭山市 | 南河内南 | 此花区 |
| 豊中市 | 豊能豊中 | 富田林市 | 中央区 |
| 吹田市 | 豊能吹田 | 太子町 | 西区 |
| 摂津市 | 三島 | 河南町 | 港区 |
| 茨木市 | 千早赤阪村 | 大正区 |
| 島本町 | 河内長野市 | 天王寺区 |
| 高槻市 | 三島高槻 | 堺市 | 堺市 | 浪速区 |
| 枚方市 | 北河内枚方 | 和泉市 | 泉州北 | 西淀川区 |
| 寝屋川市 | 北河内寝屋川 | 泉大津市 | 淀川区 |
| 交野市 | 北河内東 | 高石市 | 東淀川区 |
| 四條畷市 | 忠岡町 | 東成区 |
| 大東市 | 岸和田市 | 泉州中 | 生野区 |
| 守口市 | 北河内西 | 貝塚市 | 旭区 |
| 門真市 | 熊取町 | 泉州南 | 城東区 |
| 東大阪市 | 中河内東大阪 | 泉佐野市 | 鶴見区 |
| 八尾市 | 中河内南 | 田尻町 | 阿倍野区 |
| 柏原市 | 泉南市 | 住之江区 |
|  |  | 阪南市 | 住吉区 |
|  |  | 岬町 | 東住吉区 |
|  |  |  |  | 平野区 |
|  |  |  |  | 西成区 |
|  |  |  |  | 大阪市内（区域不明） |
|  |  |  |  |
| **府外・その他** |
| 滋賀県京都府奈良県兵庫県和歌山県その他の府県等不明 |